

対象労働者の作業報酬台帳（第1号様式）の作成について

特定工事請負契約を受託した事業者が川崎市へ提出する対象労働者の作業報酬台帳（第1号様式）の作成について、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」に基づくほか、次のとおり補足する。

<作業報酬台帳の作成>

- 対象労働者の作業報酬台帳（以下「台帳」という。）は、作業報酬の支払われるべき日（給料日等）ごとに作成し、作成した台帳は事業場や会社事務所等適正な場所に備えておくものとする。
- 対象労働者を雇用する事業主によって作業報酬の支払われるべき日が異なる場合は、事業主ごとに台帳を作成するものとする。
- 下請業者、派遣事業者に雇用される対象労働者の台帳についても、受注者の責任において作成する。
- 台帳は、適正な管理を行うために、作業報酬の支払われるべき日が過ぎた後速やかに作成し、次の時期に提出するものとする。

<台帳の提出>

台帳の提出時期は次のとおりとする。

単年度契約の場合：特定契約の履行期間が、川崎市における1つの事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）内のもの		
(例) 契約日：令和7年4月1日 履行期限：令和8年3月31日 支払形態：月締めの翌月25日払い		
第1回	契約締結後、1箇月を経過した後にくる作業報酬を支払うべき対象労働者がある最初の支払期日が到来した月の末日後7日以内に提出	例：台帳提出期限 令和7年6月10日 (R7.4月支払い分)
第2回	履行期限の中間日が属する月の翌月の末日後7日以内に提出。ただし、年度契約（契約日：4月1日・履行期限：翌年3月31日）の場合は、9月末日を中間日とする。	例：台帳提出期限 令和7年11月12日 (中間日：令和7年9月30日) (R7.5～9月支払い分)
最終回	履行期限到来後、当該特定契約における作業の従事に係る作業報酬の支払いがある最後の支払期日が到来した月の末日後7日以内に提出	例：台帳提出期限 令和8年5月14日 (履行期限：令和8年3月31日) (R7.10～R8.3月支払い分)

複数年契約の場合：特定契約の履行期間が、川崎市における複数の事業年度にまたがるもの		
(例) 契約日：令和7年4月1日 履行期限：令和10年2月29日 支払形態：月締めの翌月25日払い		
第1回	契約締結後（着手後）、1箇月を経過した後にくる作業報酬を支払うべき対象労働者がある最初の支払期日が到来した月の末日から7日以内に提出	例：台帳提出期限 令和7年6月10日 (R7.4月支払い分)
第2回 第3回	毎年度終了後、4月末日から7日以内に提出します。ただし、第1回の提出に係る支払期日より前に、第2回目のこの支払期日が到来する場合は、この支払期日における台帳の提出は不要	例：台帳提出期限 令和8年5月14日 (R7.5～R8.3月支払い分) 令和9年5月14日 (R8.4～R9.3月支払い分)
最終回	履行期限到来後、当該契約における作業の従事に係る作業報酬の支払いがある最後の支払期日が到来した月の末日から7日以内に提出	例：台帳提出期限 令和10年4月11日 (履行期限：令和10年2月29日) (R9.4～R10.2月支払い分)

※ 提出期限日は、土日祝日を除いて計算する。

<台帳記載事項>

① ア 作業報酬計算期間

台帳を作成した事業者の当該月の給料の算定期間
(当該契約に係る作業に従事した期間とは異なる場合があることに注意)

イ 作業報酬計算期間の賃金等支払日 (作業報酬の支払われるべき日)

当該月の給料の支払日

② 労働者氏名

特定工事請負契約	- 原則として当該契約に係る作業に従事する労働基準法第9条の労働者（正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等） - いわゆる請負契約による「一人親方」であって、公共工事設計労務単価表の該当する職種において従事する者
特定業務委託契約	原則として当該契約に係る作業に従事する労働基準法第9条の労働者（正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等）
※ 留意事項	1 対象労働者は、受注者に雇用される者だけでなく下請業者、再委託業者に雇用される者を含む。ただし、特定工事請負契約における「下請業者」とは、建設業法第2条第5項に規定する「下請負人」とする。 2 次の者は、対象労働者から除く。 - 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人 - 労働者ではない者（ボランティア、会社役員等） - 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける方。ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている方に限る。 - 海外において従事する者（例えば、工場製作で海外の工場に従事する者） - 作業報酬を支払うべき日に対応する労働期間において、特定契約に従事する時間が30分未満の者 - 台帳に記載される対象労働者から、予め台帳に記載することの同意を得ておくこと。（同意を得る方法については問わない。） - 同意が得られない場合は、氏名の欄を“0001”からの4桁の番号で記入し、個人名が特定されないようにする。

<参考>

労働基準法

(定義)

第9条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

建設業法

(定義)

第2条 略

5 この法律において「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者をいい、「元請負人」とは、下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。

最低賃金法

(最低賃金の減額の特例)

第7条 使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用する。

- 一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 二 試の使用期間中の者
- 三 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条第1項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの
- 四 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

③ 従事業種

対象労働者が従事する業種を別紙「作業報酬下限額について」から選び、記入する。

④ 支払形態

月給、日給、請負契約等、対象労働者への作業報酬（賃金）の支給方法を記入する。

⑤ 労働日数

対象労働者が当該月に従事した実労働日数（特定契約・特定契約以外の案件に係る労働を問わない。）を記入する。

○ 次の記載事項（⑥～⑩）を記入するには、対象労働者毎に、日々、従事時間を記録し、集計する必要がある。

⑥ 所定労働時間内の総労働時間（a）

特定契約の案件に係る労働に従事した所定労働時間及び特定契約以外の案件に係る労働に従事した所定労働時間を合計した労働時間を記入する。

※ 所定労働時間を記入するものとし、それぞれの労働に従事した時間外労働時間及び休日労働時間は含めないものとする。ただし、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇（有給休暇）を取得した場合は、その取得した休暇に対応する労働時間数は含める。

⑦ 所定労働時間内の特定契約に従事した時間（b）

特定契約の案件に係る労働に従事した所定労働時間を記入する。

※ 所定労働時間を記入するものとし、特定契約の案件に従事した時間外労働時間及び休日労働時間は含めないものとする。

⑧ 総労働時間数（c）

- ・ 特定契約の案件に係る労働に従事した総労働時間を記入する。
- ・ 総労働時間は、特定契約の案件に係る労働に従事した所定労働時間、時間外労働時間及び休日労働時間を加算した時間を記入する。

※ 総労働時間 = 所定労働時間 + 時間外労働時間 + 休日労働時間
(c) = (b) + (d) + (e)

⑨ 時間外労働時間数（d）

所定労働日において、特定契約の案件に係る労働に従事した時間外労働時間（1日8時間を超えて従事した労働時間数）を記入する。

※ 時間外労働が深夜時間（午後10時から午前5時まで）に及んだ場合は、従事した深夜時間を時間外労働時間に含めるものとする。

⑩ 休日労働時間数（e）

休日において、特定契約の案件に係る労働に従事した時間数（休日労働時間数）を記入する。

※ 休日労働が深夜時間（午後１０時から午前５時まで）に及んだ場合は、従事した深夜時間を休日労働時間に含めるものとする。

⑪ 深夜労働時間数（f）

- ・ 特定契約の案件に係る労働に従事した時間が深夜時間（午後１０時から午前５時まで）に及んだ労働時間を記入する。
- ・ 時間外労働及び休日労働が深夜時間に及んだ場合に従事した深夜労働時間数を記入する。

※ 時間外労働時間数（前記d）及び休日労働時間数（前記e）に含めた深夜時間の合計額を記入する。

<参考（労働基準法に基づく労働時間）>

○ 法定労働時間

1週40時間・1日8時間

○ 所定労働時間（会社が就業規則等で定める労働者の労働時間。法定労働時間を上回ることはいできない。）

就業規則等で定める労働時間



※ 就業規則等の定めにより時間外割増賃金の支払いが可能

○ 総労働時間（A+B+C）

<平日勤務 … 労働時間（A（①）+B（②+③）>

A：所定労働時間	B：時間外労働時間	
①所定労働時間	②時間外労働時間	③深夜労働時間（22:00～ 5:00）

<休日（1週1回の休日（法定休日）に労働した場合） … 労働時間（C=①+②）>

C：休日労働時間	
①割増賃金を支給する時間 （割増賃金：135／100）	②深夜労働時間（22:00～ 5:00） 休日労働が深夜時間に及んだ場合 （割増賃金：160／100）

※ 法定休日に勤務した場合は、法定休日がもともと労働日ではないことから時間外労働という概念が適用されない。

⑫ 算定する労働時間数（g）

対象労働者に支払われた作業報酬額と比較する基準額（作業報酬下限額に労働時間数を乗じて得た額）を算定するための労働時間数のこと。

※ 労働時間数（g）…小数点以下四捨五入

$$= \text{総労働時間} \times 1 + \text{時間外労働時間} \times 0.25 + \text{休日労働時間} \times 0.35 + \text{深夜時間労働数} \times 0.25 \\ (c \times 100\%) + (d \times 25\%) + (e \times 35\%) + (f \times 25\%)$$

⑬ 作業報酬下限額（h）

台帳上の従事業種欄に記入した対象労働者の職種に対応する下限額を契約した年度における「作業報酬下限額一覧表」から記入する。

※ 労働者に支払われている時給額を記載するものではないことに注意

⑭ 基準額（i）

対象労働者に支払われた作業報酬額と比較する基準額（作業報酬下限額に労働時間数を乗じて得た額）のこと。

$$\begin{aligned} \text{※ 基準額} &= \text{作業報酬下限額} \times \text{労働時間数} \\ (i) &= (h) \times (g) \end{aligned}$$

⑮ 支払われた賃金等のうち作業報酬に算定する額（j）

受注者等から対象労働者に支払われる賃金、請負契約における請負代金のこと。支払われる賃金等全てをいうものではなく、対象労働者に応じて作業報酬に算定する手当等は異なる。

<作業報酬に算定する手当等の基本的考え方>

● 特定工事請負契約における対象労働者のうち労働基準法第9条の労働者

「公共工事設計労務単価」の設定の基礎となる調査である「公共事業労務費調査」において、労務単価に含める基準内の手当及び時間外・休日・深夜労働等に係る割増賃金のうち、当該特定工事請負契約において従事した作業に係る部分

基準内の手当（例）

基本給（定額給）、出来高給、労働基準法第37条第1項及び第4項に規定する割増賃金（時間外・休日・深夜労働等に係る割増賃金）、家族手当、扶養手当、通勤手当、都市手当・地域手当、住宅手当、役職・現場・技能・資格手当等（当該対象労働者の本来業務に対して支払われるもの）、有給休暇手当、精勤手当、現物給与（通勤用定期・食事等）、賞与（期末手当、勤勉手当等のいわゆるボーナス）

※ 作業報酬は、税金や社会保険料等を控除する前のものであって、実際に手元に支払われる、いわゆる手取りの賃金とは異なる。

※ 上記表中の基準内の手当の名称は、法令で用いられている名称、一般的に用いられている名称によるものであって、手当に算定については、名称のみではなく支給基準や支給実態等により判断する。

※ 期末手当、通勤手当等、複数支払回数分がまとめて支払われる手当の算定方法

直近に支払われた当該手当を、対応する支払回数で除して得た額を当該作業報酬が支払われるべき日（給料日等）に支払われた手当に相当する額として算定する。

（例）前年12月に賞与500,000円の支払い（6箇月分）があったときの3月の作業報酬に算定する額（月払いの場合）

$$500,000 \text{ (円)} \div 6 \text{ (月)} \div \underline{83,333 \text{ (円・切上げ)}} \rightarrow \text{算定額}$$

《作業報酬に算定しない手当（例）》

次の手当は、作業報酬として算定しないものとする。

- ・ 各職種の建設労働者の通常の作業条件・内容を超えた特殊な労働に対する手当
- ・ 使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させたことに対する休業手当
- ・ 労働者持ちの工具・車両の損料等、賃金ではなく経費の負担にあたる手当

● 特定工事請負契約における対象労働者のうち、いわゆる請負契約における一人親方

特定工事請負契約に係る作業に従事するために締結した請負契約における請負代金として支払われるもの。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

※ 請負代金が、その業務に係る作業に出来高に応じて支払われる場合は、その出来高に応じて支払われる額とする。

● 特定業務委託契約における対象労働者

労働基準法第37条に定める、いわゆる時間外・休日・深夜労働の割増賃金の算定の基礎となる賃金及び時間外・休日・深夜労働等に係る割増賃金のうち、当該特定業務委託契約において従事した作業に係る部分

《作業報酬に算定しない手当（例）》

次の手当は、作業報酬として算定しない。

家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金

<参考>

労働基準法

（時間外、休日及び深夜の割増賃金）

第37条 使用者が、第33条又は前条第1項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が1箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

2 前項の政令は、労働者の福祉、時間外又は休日の労働の動向その他の事情を考慮して定めるものとする。

3 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第1項ただし書の規定により割増賃金を支払うべき労働者に対して、当該割増賃金の支払に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇（第39条の規定による有給休暇を除く。）を厚生労働省令で定めるところにより与えることを定めた場合において、当該労働者が当該休暇を取得したときは、当該労働者の同項ただし書に規定する時間を超えた時間の労働のうち当該取得した休暇に対応するものとして厚生労働省令で定める時間の労働については、同項ただし書の規定による割増賃金を支払うことを要しない。

4 使用者が、午後10時から午前5時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後11時から午前6時まで）の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

5 第1項及び前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金は算入しない。

⑩ 作業報酬の額（k）

基準額（作業報酬下限額に労働時間数を乗じて得た額）と比較するために算出する対象労働者に支払われた作業報酬額のこと。

※ 作業報酬の額（k）

= 支払われた賃金等のうち作業報酬に算定する額（j）

× 所定労働時間内の特定契約に従事した時間（b） / 所定労働時間内の総労働時間（a）

<履行確認>

受注者は、この台帳によって対象労働者ごとに支払われた「作業報酬の額（k）」が、作業報酬下限額に労働時間とする時間数を乗じた額で算出される「基準額（i）」以上支払われているかどうかを比較し、作業報酬の支払いが適正に行われているか確認する。

作業報酬と基準額の比較は、作業報酬が支払われるべき日（給料日等）に応じて行うものとする。

